

# マイナンバーカード 受取方法のお知らせ

- カードは申請してから出来上がるまで1ヶ月程度かかります。
- お渡し準備ができましたら受取案内の封書(交付通知書)をお送りします。
- 交付通知書は、住民票の住所に「転送不要」郵便でお送りします

郵便局の転居・転送サービスや郵便局留・郵便私書箱をご利用の場合は配達されません。ただし、「入所・入院」「自宅改築(新築)中」「罹災」のいずれかを理由に転送サービスを利用中の方は、「転送希望届」と「理由が確認できる資料」を提出いただくことで、通常の郵便物（転送可能）としてお送りします。詳しくは松山市ホームページ又は下記連絡先までお問合せください。

## カードの受取手続場所

### 松山市マイナンバーカードセンター

**場 所** いよてつ高島屋 南館 1 階 ※支所では手続できません

(松山市湊町 5 丁目 1 番地 1)

※駐車料金の助成はありませんので、公共交通機関をご利用いただくか、ご利用の駐車場で受けられる民間のサービスをご活用ください。

**業務時間** **午前 10 時～午後 7 時** ※最終受付は午後 6 時 45 分

※休業日※▶毎月第 3 土曜日の翌日曜日 ▶年末年始 ▶その他メンテナンス等による臨時休業日あり  
令和 7 年は、12 月 21 日・29 日・30 日・31 日  
令和 8 年は 1 月 1 日・2 日・3 日・4 日・18 日、2 月 22 日、3 月 22 日、4 月 19 日、5 月 2 日・17 日、6 月 21 日、7 月 19 日、8 月 16 日、9 月 20 日、10 月 18 日、11 月 22 日、12 月 20 日・29 日・30 日・31 日

**電話番号** **089-907-0810**

### 本人が 15 歳未満又は、成年被後見人・被保佐人・被補助人・任意被後見人の場合、

親権者又は、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人が選任した復代理人による受取手続ができます。

⇒ (復代理人と本人の 2 名で来る場合) **別紙 1 - Ⓐ** 「受取手続に必要なもの」を全てご準備の上、  
お越しください。※必要書類は全て原本が必要です。(コピー不可)

⇒ (復代理人のみが来て、本人が来ない場合) **別紙 1 - Ⓑ** 「受取手続に必要なもの」を全てご準備の上、  
お越しください。※必要書類は全て原本が必要です。(コピー不可)

## 受取手続に必要なもの（復代理人と本人の2名で来る場合）

①交付通知書	別紙交付通知書の記入例を参考に、法定代理人が記入した状態で、窓口へお持ちください。窓口で回収します。
②復代理用の委任状	法定代理人から復代理人へカード受領の権限を委任する旨を明記する委任状です。 法定代理人が記入した状態で、窓口へお持ちください。
③通知カード	窓口で回収します。紛失した方は窓口でお申し出ください。 2回目以降のカードの受取の方や届いていない方は不要です。
④本人の本人確認書類	別紙本人確認書類の例を参考に A1 点又は B2 点をお持ちください。 【A1 点の例】マイナンバーカード 【B2 点の例】資格確認書+各種医療費受給資格証
⑤復代理人の本人確認書類	別紙本人確認書類の例を参考に A1 点又は B2 点をお持ちください。 【A1 点の例】マイナンバーカード 【B2 点の例】資格確認書+年金手帳
⑥法定代理人が法定代理人であることを確認できるもの	◆本人が 15 歳未満の場合は、 <u>本人の戸籍謄本</u> (本人の本籍が松山市にあるか、本人と法定代理人が同一世帯の場合は省略できます。) ◆本人が成年被後見人の場合は、 <u>登記事項証明書</u> ◆本人が被保佐人・被補助人・任意被後見人の場合は、 <u>登記事項証明書</u> の代理行為目録
⑦(2回目以降のカード受取の方のみ)	◆マイナンバーカード…窓口で回収します。お持ちでない場合は有料(1,000円)になります。 ◆手数料 1,000 円(現金のみ)…本人の責めによる紛失等の場合や前回のカードが回収できても、転入後の継続利用手続をしなかったこと等による再交付の場合は、有料です。
⑧(お持ちの場合のみ) 住民基本台帳カード	窓口で回収します。紛失した方は窓口でお申し出ください。

## 受取手続に必要なもの（復代理人のみが来て、本人が来ない場合）

①交付通知書	別紙交付通知書の記入例を参考に、法定代理人が記入した状態で、窓口へお持ちください。窓口で回収します。
②復代理用の委任状	法定代理人から復代理人へカード受領の権限を委任する旨を明記する委任状です。 法定代理人が記入した状態で、窓口へお持ちください。
③通知カード	窓口で回収します。紛失した方は窓口でお申し出ください。 2回目以降のカードの受取の方や届いていない方は不要です。
④本人の本人確認書類	別紙本人確認書類の例を参考に A2点又はA1点+B1点又はB3点（B3点のうち、1点は顔写真入り（例：顔写真入りの学生証や、法定代理人が作成した顔写真証明書）が必要）をお持ちください。  【A1点+B1点の例】マイナンバーカード+各種医療費受給資格証 【B3点の例】資格確認書+各種医療費受給資格証+顔写真証明書
⑤復代理人の本人確認書類	別紙本人確認書類の例を参考に A2点又はA1点+B1点（官公署発行の顔写真付きの本人確認書類のAが1点以上必要）をお持ちください。  【A2点の例】マイナンバーカード+運転免許証 【A1点+B1点の例】マイナンバーカード+キャッシュカード
⑥法定代理人が法定代理人であることを確認できるもの	◆本人が15歳未満の場合は、本人の戸籍謄本 (本人の本籍が松山市にあるか、本人と法定代理人が同一世帯の場合は省略できます。) ◆本人が成年被後見人の場合は、登記事項証明書 ◆本人が被保佐人・被補助人・任意被後見人の場合は、登記事項証明書の代理行為目録
⑦(2回目以降のカード受取の方のみ)	◆マイナンバーカード…窓口で回収します。お持ちでない場合は有料(1,000円)になります。  ◆手数料 1,000円(現金のみ)…本人の責めによる紛失等の場合や前回のカードが回収できても、転入後の継続利用手続をしなかったこと等による再交付の場合は、有料です。
⑧(お持ちの場合のみ) 住民基本台帳カード	窓口で回収します。紛失した方は窓口でお申し出ください。

# 交付通知書の記入例

※法定代理人が記入してください。

松山市長  
マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書

申請いただいたマイナンバーカードが準備できましたので、お知らせします。  
以下の「本人の住所・氏名」の欄に、ご自身で住所と氏名を記入の上、A～Cの書類を持参して、マイナンバーカードの受取にお越しください。

A 本通知書（はがき）  
B 通知カード、住民基本台帳カード、マイナンバーカード（お持ちの方のみ）  
C 本人確認書類（以下のアの書類を1点。アがない場合は、イを2点持参してください。）  
ア マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど  
イ 健康保険証、年金手帳、医療受給者証、学生証など  
※「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されている必要があります

・15歳未満または成年被後見人の方は、法定代理人が、①上記Cの法定代理人の本人確認書類  
②代理権の確認書類（戸籍謄本等。同一世帯の親は不要。）も持参して、同行してください。

令和4年7月5日

松山市長宛  
マイナンバーカード交付・電子証明書発行の申請は、私の意思によるものです。

本人の住所 松山市〇〇町〇一〇 △△マンション〇〇号  
本人の氏名 松山 太郎

（以下は、マイナンバーカードの受取を代理人に委任する場合のみ記入してください。）  
・病気、身体の障害、未就学児である等のやむを得ない理由により、本人の来庁が困難であると認められる場合には、代理人がカードを受け取れますので、以下に「代理人の住所・氏名」、「暗証番号」を記入の上、必要書類を代理人に持参させてください。暗証番号部分の上には、目隠しシールを貼ってください。  
※代理受取に必要な書類は、本人受取の場合と異なるので、下記サイト等で確認してください。

私は下記の者を代理人として、マイナンバーカード・電子証明書の受領権限を委任します。

代理人の住所 松山市〇〇町〇一〇 △△マンション〇〇号  
代理人の氏名 松山 花子

①署名用電子証明書暗証番号（大文字英字・数字混合6～16文字）  
②利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）  
③住民基本台帳用暗証番号（数字4桁）  
④券面事項入力補助用暗証番号（数字4桁）

同一でも可

・詳細は、マイナンバーカード総合サイト（<https://www.kojinbango-card.go.jp>）をご覧いただかく、コールセンター（0120-95-0178）または市町村にお問い合わせください。

記入した日

本人の住所・氏名

※マンション名等も省かず記入してください

窓口に来る復代理人（復代理用の委任状の復代理人欄と同じ人の住所・氏名）

※マンション名等も省かず記入してください

マイナンバーカードに設定する暗証番号（②～④）を記入してください。

※①の署名用電子証明書は原則発行されませんので、記入不要です。

隠すため、暗証番号の上に目隠しシールを貼るか、封筒に封かんしてください。

※この交付通知書は窓口で回収します。

必要であれば、暗証番号は事前に同じものを控えるようお願いいたします。

# 本人確認書類の例

**A**

## 官公署発行の顔写真つきのもの

※下記 A の本人確認書類で顔写真がないものは、  
B の本人確認書類になります。

マイナンバーカード

※本人(15歳未満又は成年被後見人)の本人確認書類として使用する場合のみ、在留期間の定めのある外国人を除き、券面に印字された有効期限満了により失効したマイナンバーカードを本人確認書類として使用可（その他の理由で失効したマイナンバーカードは使用不可）

住民基本台帳カード

※令和7年12月28日までのカードが有効期間満了

運転免許証

運転経歴証明書

(平成24年4月1日以降交付のもの)

パスポート

身体障害者手帳

療育手帳

精神障害者保健福祉手帳

在留カード

特別永住者証明書

**B**

## その他

資格確認書

子ども医療費受給資格証（うすむらさき色）

介護保険被保険者証

重度心身障害者医療費受給者証（みどり色）

ひとり親家庭医療費受給者証（ピンク色）

母子健康手帳（子どもの本人確認用）

生活保護受給者夜間・休日用医療受給証

年金手帳、年金証書

↓以下の物は、本人の本人確認として使用する場合のみ、B2点とすることができます↓

社員証、学生証（学年表示があるものは該当年度のもの、ないものは在学中のものに限る）

預金通帳、キャッシュカード

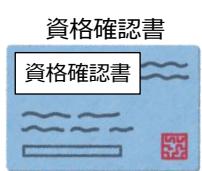
（通帳とキャッシュカードでB2点とする場合は異なる金融機関のものが必要です）

顔写真証明書（法定代理人が作成）

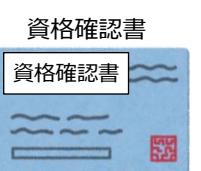
児童相談所発行の受診券

**注意** コピーは不可。有効期間があるものは、有効期間内のものに限ります。

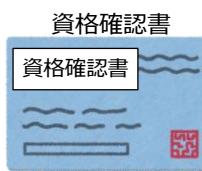
## (復代理人のみが来て、本人が来ない場合) の④本人の本人確認書類の例



A1点とB1点（A2点も可）の例



B3点（うち1点は顔写真付きのもの）の例



B3点（うち1点は顔写真証明書）の例

←法定代理人が作成した「顔写真証明書」を  
顔写真入りのB1点として使えます。

# 委任状

令和 年 月 日

松山市長 あて

<b>復代理人</b> 窓口へ来る人	住所			
	氏名			
	生年月日	明治・大正 昭和・平成 西暦	年	月

上記の者を代理人と定め、交付申請者のマイナンバーカードの受取権限を委任します。

<b>交付申請者</b> 15歳未満の者 又は 成年被後見人 被保佐人 被補助人 任意被後見人	住所	松山市		
	氏名			
<b>法定代理人</b> 親権者 又は 成年後見人 保佐人 補助人 任意後見人	住所			
	氏名			

## 記入例

# 委任状

令和 7 年 12 月 5 日

松山市長 あて

復代理人 窓口へ来る人	住所	松山市○○町○丁目○番○号
	氏名	愛媛 三郎
	生年月日	明治・大正 昭和・平成 西暦 12年 3月 4日

上記の者を代理人と定め、交付申請者のマイナンバーカードの受取権限を委任します。

交付申請者  15歳未満の者 又は 成年被後見人 被保佐人 被補助人 任意被後見人	住所	松山市 △△町△丁目△番△号
	氏名	松山 花子
法定代理人  親権者 又は 成年後見人 保佐人 補助人 任意後見人	住所	松山市△△町△丁目△番△号
	氏名	松山 太郎

※成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人は、  
登記事項証明書の住所を記入してください。